6　「1　対象設備の購入等を条件としたもの」の「対象設備の購入等代金の割引」の項には、対象設備の購入等をすることを条件とした利用者に対する対象設備の購入等代金の割引の件数及び割引額の合計数を記載すること。

［7～10　略］

様式第23の6（第４条の６関係）

在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告
（施行規則第22条の２の16第１項第２号イからハまで関係）

年度第　四半期

事業者名
法人番号

区分	件数			額		
	月	月	月	月	月	月
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(1)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(2)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(3)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ロ						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ハ						
参考事項						

［注１～６　略］

［削る］

7　［略］

8　［略］

6　「1　対象設備の購入等を条件としたもの」の「対象設備の購入等代金の割引」の項には、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び対象設備の購入等をすることを条件とした対象設備の購入等代金の割引の件数及び割引額の合計数を記載すること。

［7～10　同左］

様式第23の6（第４条の６関係）

在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告
（施行規則第22条の２の16第１項第２号イからニまで関係）

年度第　四半期

事業者名

区分	件数			額		
	月	月	月	月	月	月
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(1)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(2)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(3)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ロ						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ハ						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ニ						
参考事項						

［注１～６　同左］

7　電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ニの規定に基づき利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ニ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別及び区分別に記載すること。

8　［同左］

9　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。